

## 2. サンプルデザイン（高齢者調査）

1. 母集団……全国の市区町村に居住する60歳以上の男女個人
2. 地点数……200地点
3. 抽出方法……層化2段無作為抽出

### 〔層化〕

● 全国の市町村を、県または市を単位に次のように13ブロックに分類した。

- ① 北海道……北海道全域
- ② 東北……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ③ 関東……群馬県、栃木県、山梨県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ④ 東京都……東京都全域
- ⑤ 北陸……新潟県、富山県、石川県、福井県
- ⑥ 中部……静岡県、長野県、岐阜県、三重県
- ⑦ 愛知県……愛知県全域
- ⑧ 近畿……滋賀県、和歌山県、京都府、兵庫県、奈良県
- ⑨ 大阪府……大阪府全域
- ⑩ 中国……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ⑪ 四国……徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ⑫ 北九州……福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
- ⑬ 南九州……熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

● 各ブロック内においてはさらに、都市規模によって次のように分類し、層化した。

- ・21大都市（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都区部、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）
- ・人口10万人以上の市
- ・人口10万人未満の市
- ・郡部

（注）ここでいう市とは、標本抽出時での市制施行の地域とした。

〔標本数の配分〕

各ブロック、市郡規模別の層における推定 60 歳以上人口（2019 年 1 月 1 日現在住民基本台帳値と国勢調査比率による）の大きさにより標本を比例配分した。

〔抽 出〕

1. 平成 27（2015）年国勢調査時に設定された調査区の基本単位区を、第一次抽出単位として使用した。
2. 調査地点数については、層ごとに  
層における利用可能な国調人口の合計／層で算出された調査地点数＝抽出間隔  
を算出し、等間隔抽出法によって該当番目が含まれる基本調査区を抽出し、抽出の起点とした。  
（利用可能な国調人口：65 歳以上人口）
3. 抽出に際しての各層内における区市町村の配列順序は、総務省設定の市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、住民基本台帳等により、抽出の起点から等間隔抽出法によって抽出した。

以上の結果得られた、各ブロック・各市郡規模別（層別）の 60 歳以上人口・回収数・地点数および調査地点の所在する市区町村は次のとおり。

市郡規模別 ブロック	2 1 大市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市	郡 部	計
北 海 道	644,535 25(2)	572,191 20(2)	369,895 10(1)	404,427 10(1)	1,991,048 65(6)
東 北	309,864 10(1)	1,222,716 40(4)	1,155,720 30(3)	672,027 20(2)	3,360,327 100(10)
関 東	2,344,672 70(7)	4,635,058 140(14)	2,052,601 69(6)	740,355 21(2)	9,772,686 300(29)
東 京 都	2,463,360 280(28)	1,041,541 120(12)	206,597 22(2)	33,127 12(1)	3,744,625 434(43)
北 陸	278,137 10(1)	693,934 20(2)	801,366 21(2)	167,011 10(1)	1,940,448 61(6)
中 部	515,690 20(2)	1,385,870 44(4)	1,069,624 30(3)	457,658 12(1)	3,428,842 106(10)
愛 知 県	677,851 88(8)	949,613 122(11)	481,129 53(5)	122,875 13(1)	2,231,468 276(25)
近 畿	964,592 30(3)	1,523,200 44(4)	1,152,721 32(3)	378,535 11(1)	4,019,048 117(11)
大 阪 府	1,069,133 120(12)	1,368,497 165(16)	273,240 32(3)	67,861 7(1)	2,778,731 324(32)
中 国	580,513 22(2)	1,238,283 42(4)	623,277 21(2)	243,596 11(1)	2,685,669 96(9)
四 国		706,763 22(2)	506,398 10(1)	264,672 11(1)	1,477,833 43(4)
北 九 州	755,711 21(2)	956,968 33(3)	898,985 31(3)	344,464 11(1)	2,956,128 96(9)
南 九 州	233,393 10(1)	768,651 23(2)	717,808 21(2)	397,759 11(1)	2,117,611 65(6)
計	10,837,451 706(69)	17,063,285 835(80)	10,309,361 382(36)	4,294,367 160(15)	42,504,464 2083(200)

（注 1）上段は推定母集団数、下段左側は回収数、下段右側（ ）内は地点数

（注 2）推定母集団数は平成 31（2019）年 1 月 1 日現在住民基本台帳値と平成 27(2015)年国勢調査比率に基づいて算出